１２　簡易開示請求

受検者は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり簡易開示請求を行うことができる。

(1) 簡易開示請求ができる個人情報

簡易開示請求ができる個人情報は、令和９年度宮崎県立高等学校推薦・連携型入学者選抜（以下「推薦・連携型入試」という。）、帰国・外国人生徒等入学者選抜（以下「帰国外国人入試」という。）、一般入学者選抜（以下「一般入試」という。）及び追検査における学力検査の教科別得点及び合計点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数及び傾斜配点による合計点）とする。

(2) 簡易開示請求ができる者

簡易開示請求ができる者は、推薦・連携型入試、帰国外国人入試又は一般入試の受検者本人（以下「受検者」という。）とする。

(3) 簡易開示請求ができる期間及び受付時間

簡易開示請求ができる期間は、合格発表の日から１か月とする。つまり、令和９年３月１７日（水）から同年４月１６日（金）までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び志願先高等学校長が指定する日を除く。また、簡易開示請求ができる受付時間は、原則として、全日制の課程においては、午前９時から午後４時までとし、定時制の課程においては、学年末休業日及び春季休業日にあっては、午前９時から午後４時までとし、それ以外の日にあっては、午後２時から午後７時までとする。

(4) 簡易開示請求ができる場所

簡易開示請求ができる場所は、受検者が受検した県立高等学校とする。ただし、第２志望の学校で選考した場合は、受検者の利便性に配慮し、その受検した第２志望の学校でも簡易開示請求を認める。

(5) 持参すべきもの

受検票と生徒手帳（中学３年生のときの生徒手帳でもよい）。ただし、生徒手帳がない場合は、出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書、またはマイナンバーカードで代えることができる。

※　受検票の再発行を希望する場合は、次の①～③のうちいずれか２つのものを持参して申し出ることとする。

①　生徒手帳（中学３年生のときの生徒手帳でもよい）
②　出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書
③　マイナンバーカード

(6) 簡易開示の方法

受検者本人であることを確認後、直ちに受検者のみに閲覧により開示する。なお、受検者と同行している者は、保護者であっても閲覧できない。また、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。